

第 2 号

令和元年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,860,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,771,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		28,733	68,600	97,333
	1 繰越金	28,733	68,600	97,333
2 県債			6,791,400	6,791,400
	1 県債		6,791,400	6,791,400
歳入合計		911,939	6,860,000	7,771,939

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		25,459	6,860,000	6,885,459
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	25,459	6,860,000	6,885,459
歳 出 合 計		911,939	6,860,000	7,771,939

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業振興資金 貸付事業費	千円 6,791,400	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	無利子	据置期間を含め 25年以内 年賦元金均等償 還又は満期一括償 還